

「闇の女」と名づけられること

－ 占領初期神戸市における一斉検挙と強制検診－

茶 園 敏 美

I はじめに

本研究は、第二次世界大戦後占領初期神戸市における、「闇の女」¹ということばに潜む、重層的な暴力について明らかにするものである。

「闇の女」とは、占領期に外国兵に性的サービスを提供するおんなたちの蔑称として、世間で認知されてきた。彼女たちのことを「パンパン」という表現で表したほうがピンと来る人も多い。

だが、「パンパン」ということばが新聞紙上を賑わすのは、もう少しあとの話である²。さらに「パンパン狩り」といった、おんなたちの人権を無視し、まるで獲物狩りを楽しむような表現が人々に定着する³のも、彼女たちが自らのことを、「パンパン」と名乗ることも、やはりもう少し後の時期である⁴。

かつて神戸市には他の都市同様、広範囲にわたって占領軍将兵専用の施設があり、さまざまな軋轢があった。それにもかかわらず、ほとんど注目を浴びてこなかった⁵。それは、暴力を被った当人たちが暴力をうけたと思っていないからでは

-
- 1 占領初期の神戸市では「闇の女」、関東では「夜の女」という表現が新聞紙上で使われている。この違いは占領初期だけに見られるもので、やがて「闇の女」「夜の女」「パンパン」ということばが地域に関係なく、新聞紙上に登場する。
 - 2 [恵泉女学園大学平和文化研究所編:2007, 263] の巻末年表では、1946年12月頃から「パンパン」が売春女性をさす一般通称となる、と指摘している。関西、とくに神戸ではどうだったのかは、別稿で論じる予定である。
 - 3 『読売新聞』東京版では1946年6月16日より、「“夜の女”狩り」という表現が度々登場する。
 - 4 「パンパン」を自明のこととして論じていた博士論文では、「パンパン」ということばに潜む暴力にあまりにも無自覚であった。
 - 5 1953年に清水幾太郎・宮原誠一・上田庄三郎編集『基地の子-この事実をどう考えたらよいか』という本が出版された。この出版意図は、「基地周辺の小中学生の眼に、基地の生活と現実がどう映ったか、その生活感情をありのままに綴った」作文を掲載することで、北海道から鹿児島まで73校の小中学生作文合計1325点から三人の編者が2か月かけて選んだ作文200点、写真54点、地図20点で編集された。編者が「一定のイデオロギーにもとづいて選んだのではない」と言及しているとおり、基地反対の視点から基地歓迎の視点まで当時の小中学生の様々な視点が盛り込

ないか。

これを考えるに当たり、GHQ (General Headquarters of Supreme Commander for the Allied Powers GHQ/SCAP。連合国軍最高司令官総司令部)の「性病対策」と称した、性病の強制検診を取り上げる。性病の強制検診とは、性病に罹っているかもしれないと「判断」されたおんなたちがトラックの荷台に乗せられ、病院で有無をいわず検診を受けさせられることである。

特に占領初期の神戸市の場合、「闇の女」という疑いをもたれてしまうと、老若問わずさまざまなおんなたちが一斉検挙され、強制的に検診を受けさせられた。にもかかわらず、検挙されたおんなたちの存在はいまだに不透明である。この理由の一つとして、強制検診は暴力であるということを、当事者を含め人々が認識していなかったからではないか。もっといえば、一斉検挙の対象が性病をまき散らす「闇の女」であるかぎり、捕まえられること自体、暴力を被っているにもかかわらず、「恥辱」という概念にすり替えられ、現在に至っているのではないか。このような問題意識のもと、神戸市という場において、「闇の女」ということばに潜む暴力性を検証することは重要である⁶。

本論で「闇の女」という表現にこだわる理由は、「闇」という非合法で侮蔑的な意味を付与された「闇の女」という含意が、政府の肝いりで設置された占領軍将兵用慰安施設で占領軍将兵に性的サービスを提供したおんなたちと密接に関わっているからである。

神戸市の場合、占領軍将兵用慰安施設は開設から3か月足らずで閉鎖される⁷が、閉鎖されるとすぐ当局はM・P (Military Police/ 憲兵) と協力し、おんなたちの一斉検挙を行なった。この時点ではじめて、「闇の女」が新聞紙上に登場する。

まれた本である。にもかかわらず、兵庫県では神戸市の小中学生の作品は掲載されていない。また、日本各地を飛び回り精力的に基地撲滅運動を展開した神崎清『夜の基地』(1953)では日本各地の基地レポートを詳細に行っているが、ここでも神戸市はとりあげられていない。さらに猪俣浩三・木村禧八郎・清水幾太郎編集『基地日本』(1953)で基地周辺に住まう小中学生の「現地ルポルタージュ」が掲載されているが、ここでも神戸市のことは掲載されていない。さらに1952年『婦人公論』でも作家や大学教授などによる日本各地の米軍基地のルポが掲載されるが、神戸市はとりあげられていない。

- 6 [上野：2012, 99] では、『従軍慰安婦』という歴史的『事実』は知られていて、多くの兵士たちが記録に書き残しているにもかかわらず、それを『犯罪』として問題化する人々がいなかった」と指摘しているように、占領軍将兵の「慰安婦」は従軍「慰安婦」に通底するものがある。
- 7 [山田：1996, 71] によると、関東では1946年3月10日、慰安所の前に「オフ・リミット」の黄色い看板を掲げ、[いのうえ：1995, 34] によれば、3月27日に21ヵ所すべての占領軍将兵用慰安施設が閉鎖されたことを考えると、地域によって閉鎖する時期が違うといえよう。東京では1月以降、施設が閉鎖されるまでに何度か取り締まりがあった。なお[早川：2007, 68]によれば、適用しなかったものの、最初のオフリミット指令は1945年9月1日に出されたという。

「闇の女」が新聞紙上で頻繁に登場するにつれ、「闇の女」という表現が、人々に一定のイメージとして定着する⁸。

「闇の女」はどういう経緯で「闇の女」と名づけられたのか。そして彼女たちが被っていた、重層的な暴力とは一体どのようなものだったのか。

まず神戸市において、占領軍将兵用慰安施設はどのように設営されたのかをみてみよう。なお本論での占領初期とは、敗戦直後の1945年8月から、東京ではじめて「闇の女」という表現が新聞紙上に登場する⁹1946年7月までとする。

II 魅惑的な求人広告と「慰安婦」になるということ

日本が敗戦を迎えると同時に、日本各地で直面した問題が、占領軍将兵用慰安施設の設営であった。兵庫県警（これ以降、県警と表記する——茶園）は、1945年8月18日に内務省が発した、「占領軍の進駐時に間に合うように進駐軍将兵用慰安施設の設営を急げ」という緊急指令を実行するために、同年8月22日、前年の1944年2月に廃止した保安課を復活させた¹⁰。そして保安課の渉外係が「接遇係」となって、「米軍用慰安婦の世話に走りまわった」¹¹。ここで注目したいのは、兵庫県では内務省の指示により、県警が占領軍将兵用慰安施設と「慰安婦」を準備するために動いていることだ¹²。

保安課長以下警部5名、警部補10名のスタッフは、「総務・設営第一（地域建物関係）・設営第二（資材関係）・接遇第一（芸妓公娼関係）・接遇第二（その他）の五チームにわかれ、慰安施設という名の遊女屋を主体とする娯楽施設の設営作戦を展開」¹³した。そして「ほかの役所がやらないのだから警察が世話役をやる

8 [田中:2010] は、すでに流布している表現をそのまま使ったとしても、その表現自体が力を持つてしまうがゆえに、一方的な見方を読者に押しつけてしまう危険性を指摘している。

9 これまで東京では「夜の女」という表現が使われていたが、1946年7月27日付『朝日新聞』東京版で、「闇の女に新顔」と「闇の女」という表現が使われる。

10 兵庫県警察史編纂委員会編『兵庫県警察史昭和編』（兵庫県警察本部、1975）、512（以後、『兵庫県警察史』と略記）。

11 岩佐純『兵庫・風雪二十年』（兵庫新聞社、1966）、200。この資料は、兵庫新聞社編集局長の岩佐純が『兵庫新聞』創刊20周年記念として、兵庫県警や神戸市等の協力のもとに加筆編集ののち出版された。占領期の神戸市や警察当局の動きがわかる貴重な資料である。この資料のことを教えていただいた、宮崎みよしさんに感謝します。

12 他府県によって設置状況が異なる。他府県の慰安所設置の特徴については、[早川:2007] が詳しい。

13 『兵庫県警察史』、513。

しかない」¹⁴、と戦前からの接客婦集めに奔走する。その結果、1944年末は県下11地域227件に「娼妓1377人」存在したのが、空襲でそのほとんどが焼失、終戦時の神戸市では長田区の二葉新地と丸山地域20件に「娼妓150人」が細々と営業を続けている状態を把握した。

保安課は山手組合・料飲組合・福原三業組合・関西舞踏連盟の4団体に内務省からの緊急指令を説明して、ただちに占領軍将兵用慰安施設の準備にあたらせ、目標1000人の「慰安婦」募集をさせている。保安課の命を受けて、福原三業組合はすぐに組合員を召集し、ダンスホール側も大々的にダンサー、ジャズバンドマン等の募集を開始した¹⁵。

業者は、「強制はしない」、「あくまで自由意志」に基づいて、「慰安婦」を「カフェーの女給や芸者、ダンサーにも呼びかけた」¹⁶。この意図のもと、1945年8月26日付『神戸新聞』にはじめて、ダンサーや女給募集の求人広告が掲載された。「急募 ダンサー（百名） 女給（百名） ジャズバンド（数名） 給料待遇其他諸条件は面談の上決定す、本人来談のこと」として面会日時と場所が明記されているが、この時点で働く場所はまだ掲載されていない。翌日の同新聞には別の求人広告が掲載され、その広告には働く場所や労働条件は明示されているものの、「ダンサー大募集」となっているだけで、何名のダンサー募集なのか、明らかにされていない。神戸市内各「ダンスホール」のオープンが9月26日¹⁷であること

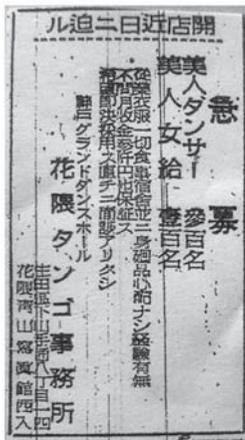


図1

を考えると、保安課から1000名もの「慰安婦」を短期間で探せ、といきなり丸投げ状態で注文を突きつけられた業者たちの狼狽ぶりがうかがえよう。

これ以降、ダンサー募集の求人広告は体裁を整えていくが、26日のオープンまで残すところ4日しかない9月21日付『神戸新聞』ではあいかわらず、200名ものダンサーを「急募」する求人広告が掲載されているところから、「慰安婦」にさせるダンサーを集めるのにかなり苦労していることがわかる。と同時に、この21日から、これまでの求人広告と異なり、一風変わった求人広告が度々登場する¹⁸。

14 『兵庫・風雪二十年』, 41.

15 『兵庫県警察史』, 513.

16 『兵庫・風雪二十年』, 41-42.

17 『神戸新聞』, 1945年9月28日.

18 この求人広告は、ダンスホールがオープンしたあともしばらくの間、新聞に掲載される。

一風変わっているというのは、急ぎで多数のダンサーや女給を必要としているにもかかわらず、「美人」であることをあえて採用条件にしていることにある（図1参照）。「美人」である条件さえクリアすれば、経験不問で衣服、食事、宿舎、身の回り品も支給され、なんといっても月収3000円が保証されるのは魅力的である。1946年の東京都の巡査の初任給が420円¹⁹であったことを考えると、その1年前の敗戦直後の一地方都市の3000円は、かなり価値があったといえよう。節約すれば、1年間働かずに暮らせるほどの月収が保証されるのだ。となると、この募集に飛びつく者も、かなりいたであろう²⁰。さらに、この求人募集に採用されると、「戦勝国兵士相手の仕事だから、美人が要求されるのだ。そしてわたしが、選ばれた」と、おんたちの自尊心をくすぐる工夫が凝らされている。

このような「魅惑的」な求人広告が掲載される一方、8月23日付『神戸新聞』では、「心の武装を解くな 婦女は特に身だしなみに注意せよ」と題して、「進駐前の心構え」、「進駐後の心構え」が掲載される。とりわけ「進駐後の心構え」6項目のうち半分が「婦女子」に向けた心構えだった。その内容は、「とくに婦女子は日本婦人としての自覚をもって外国軍隊に隙を見せるようなことはいけない / 婦女子にみだらな服装させぬこと、また人前で胸をあらわにしたりすることは勿論である / 外国軍人が「ハロー」とか「ヘイ」とかあるいは片言まじりの日本語でよびかけても婦女子は相手にならず避けること。とくに外国軍隊駐屯地付近の婦女子は夜はもちろん昼間でも人通りの少ない場所に一人歩きはせぬこと」というものであった。

この記事は、22日内務省警保局から各地域へ隣組を通じて回覧、十分徹底させる事項として、『神戸新聞』のみならず8月23日『朝日新聞』大阪版でも同様の記事が掲載された。内務省警保局が、「外国兵に隙をみせないよう」おんたちに呼びかけている時に、その下部組織の県警保安課では、占領軍将兵のために性的サービスを行うおんたちを、業者を通じて「一般の婦女子」をも含めて集める準備を進めていたことになる。だが当局側の懸念をよそに、約300名ものおんたちがつめかけた²¹。

保安課は彼女たちの米や衣料を集めるために、「特別に優先配給の手続き」を

19 『朝日クロニクル週刊 20世紀 1946年』2号（1999），35。なお1ドル360円と固定相場になるのは1949年4月23日である。安岡健一さん、ご指摘ありがとうございます。富山一郎ゼミ火曜会のみなさんや、田中雅一先生主催セックスワークセミナーのみなさん、大阪市立大学人権問題研究センター「サロン de 人権」のみなさん、喜田由美子さんに感謝します。

20 ダンサー募集のさまざまな求人広告が掲載される中、明確な月収の金額を明示したのは、この広告のみであった。

21 『兵庫・風雪二十年』，42。

とり、「慰安施設にするビルの明け渡しの交渉、水洗トイレやベッド、夜具集め」といった、「それぞれの業者を集め血まなこになって昼夜兼業」²²した。ここでも保安課は、表だったことは業者にまかせている。

その結果、占領軍将兵用慰安施設は遅れることなくオープンした。『兵庫県警察史昭和編』（これ以降『兵庫県警察史』と表記する——茶園）には「進駐軍人慰安施設設置状況の表が掲載されているが、この表を元に神戸市内に絞って図式化したのが次のマップである。



図 2²³

上記マップの①～⑥が神戸市内の占領軍将兵用慰安施設となった²⁴。

22 『兵庫・風雪二十年』, 42.

23 「USA-M18-4-58 国土省国土地理院」『国土変遷アーカイブ空中写真』（日本地図センター 2010）。を元に茶園作成。マップの作成にご協力いただいた辻信一さんに感謝します。ヤミ市エリアは、省線（現 JR）三ノ宮駅から神戸駅へと続いていた。さらにウエストキャンプと神戸駅の間は通称「地獄谷」という地域は、占領期バーやスナックが建ち並び、街娯も大勢いたという。宮崎みよしさんから聴き取り（2012年4月19日）。[兵庫県警察史編纂委員会編：1975, 46]によると、ウエストキャンプの敷地面積は95000坪で、ウエストキャンプ（31000坪）のほぼ3倍。

24 『兵庫県警察史』, 514. 1948年はすでに①～⑥までの占領軍将兵用慰安施設は閉鎖されているが、ビル自体は存在しているため（2012年現在存在しているビルがある）、1948年版の空中写真を利用している。図1のCIDは、米国陸軍犯罪捜査司令部の略。

| | | | |
|---------|---------------|------|------|
| ① そごう別館 | 神戸市葺合区小野柄通8丁目 | 慰安婦数 | 225名 |
| ② 神戸ビル | 神戸市葺合区磯辺通4丁目 | 慰安婦数 | 不明 |
| ③ 日本ビル | 神戸市生田区京町 | 慰安婦数 | 163名 |
| ④ パウリスタ | 神戸市生田区三宮町2丁目 | 慰安婦数 | 40名 |
| ⑤ 西日産館 | 神戸市生田区栄町2丁目 | 慰安婦数 | 260名 |
| ⑥ 機帆船ビル | 神戸市生田区栄町4丁目 | 慰安婦数 | 69名 |

ここで「慰安婦数」に注目してみよう。上記の「慰安婦数」は慰安施設発足時の人数²⁵である。たとえ目標の1000人に達しなくても、少なくとも757名以上の「慰安婦」が揃った。戦前の接客婦たちに「慰安婦」の勧誘をしようとしても、離散等で圧倒的に足りなかった人数を保安課は業者に命じ、「一般の婦女子」で穴埋めをすることによってこれだけの人数の「慰安婦」を、短期間で揃えることができた。

さて、占領軍将兵用慰安施設は、第33師団憲兵司令部から「日本の商業設置に対する規則」という命令が発せられ、営業に対し次のような事項が定められた。

営業時間は午後10時30分まで。営業所内における酩酊の禁止。

代価の制限：慰安婦30分30円。1時間60円。オールナイトは禁止。

ビール1本4円。ウイスキー1杯3円。

この条件にもかかわらず、「慰安施設は押すな押すなの大盛況であった」²⁶。

『兵庫・風雪二十年』からそのときの状況を引用しよう。

“慰安施設作戦”も成功した。米兵は着剣したままのブッソウな姿で列を作った。白人兵、黒人兵、将校たち²⁷を問わず女性に飢えていた。おとなしく並

25 『兵庫県警察史』, 514-515.

26 『兵庫県警察史』, 515.

27 [与謝野：1990]によると、東京では東京都民政局予防係長であった与謝野光がGHQの軍医総監ウェブスター少将の、「将校用と、ホワイト用、ブラック用と三カ所に遊ぶ場所を分けてくれ」という指示にしたがって、占領軍将兵用慰安施設を三カ所に分類したことを数十年たって明らかにしている。神戸市の慰安施設に関しては、このような分類があったかどうかは不明である。ただし、1945年10月14日の『神戸新聞』に「進駐軍慰安施設トシテ最高級ノ設備ヲ有スルダンスホールキャバレーヲ近日ヨリ開設スルコトニナリマシタ 進駐軍高級官ノ慰安集会所 六甲クラブ集会所」という内容で、ダンサー50名、仲居50名を募集しているの、これが将校専用慰安施設の可能性は高い。

んで順番を待つ米兵を見て警察も胸をなでおろした。慰安施設の従業員（慰安婦）たちも初めはこわがっていたが笑いをとりもどした。日本の男性と違って意外に紳士的でやさしかった。——中略—— ともあれ一般婦女子への乱暴は避けられた。悲しい犠牲者たちの秘められた功績であった²⁸。

この内容からみても、「慰安施設作戦」に警察が絡んでいるということは明らかである。

『兵庫・風雪二十年』では、「一般婦女子への乱暴は避けられた」と言及する一方で、「素人の“良家の子女”まで応募してきた」と言及している²⁹。『兵庫・風雪二十年』の著者、岩佐が考える「一般婦女子」とは一体誰なのか。

1945年9月28日付『朝日新聞』大阪版では、9月26日に神戸市内各地でオープンしたダンスホールについて、「和やかに享楽”ダンサーから見た米兵気質」と題し、訪れた兵士達たちは「親切で清潔で行儀正しく」、「中には気前よく40円、50円とチップを置いて帰るものもいるが煙草やチューインガムを振る舞ってみみんなを喜ばせる兵士が多く」、「踊り子や給仕女が異口同音に“いや立派です”」と、ダンスホールやキャバレーにやってきた占領兵たちのことを好意的に報じている。ダンサーや女給の職に応募することを迷っていたおんなたちにとって、この記事は彼女たちの迷いを払拭する効果があっただろう。

慰安施設は大盛況であったにもかかわらず、1945年12月15日にGHQから占領軍将兵に対し慰安施設への立入禁止命令が発令され、慰安施設は3か月足らずで閉鎖となる。兵庫県の場合、慰安施設立入り禁止命令は、翌年の1946年1月22日GHQが発表した日本における公娼制度廃止の前提措置であるとし³⁰、「1000

28 『兵庫・風雪二十年』、43-44。

29 「家を焼かれ家族を失い食べるのに困った末、ついに最後の生きる道を慰安婦に求めたのだ。悲しくも哀れな敗戦の落とし子たちであった」（『兵庫・風雪二十年』、42）。

30 神戸市の慰安施設が開設から3か月足らずで閉鎖になった理由として、公娼制度廃止の前提措置以外にも、後述するように神戸市では他府県に比べて性病対策が遅れているため、慰安施設で働くおんなたちならびに利用者（占領軍将兵）の間に性病が蔓延したという理由も考えられる。というのも、神戸市衛生局の「昭和25・26年月別患者届出数比較図」によると、戦後は1945年10月が一番性病患者的の届出が多く、これ以降減少しているからである。1945年10月はまだ性病強制検診は行われていなかった。なお神戸市の占領軍将兵用慰安施設のオフリミッツは、『兵庫県警察史』では、GHQが発したとなっているが、これはGHQ/SCAPかGHQ/AFPACかは『兵庫県警察史』の資料だけでは不明である。というのも、[林：2005]によると、関東のRAAをオフリミッツにする措置はGHQ/SCAPではなく、米太平洋陸軍司令部（AFPAC）→第八軍の指揮命令系統を通じてなされたからである。神戸市の慰安所の場合、どのような経緯を経て他都市の慰安所よりいち早くオフリミッツになったのか、調べる必要がある。[杉山：1995]では、GHQ/SCAPとAFPACの関係について詳しい。

人をこえる慰安婦は失業し、次第に街娼化していった。いわゆるパンパンガールの出現である」、と『兵庫県警察史』には記載されているが、もともと保安課により「慰安婦」が募集されたのであるから、GHQの立入禁止令が発令されたたん、1000人をこえる慰安婦は失業したのではなく、失業状態に置かれてしまったのである。

神戸市では、立入禁止命令が発令されて3日後の18日夜、生田署がM・Pと合同で、おんたちの一斉取り締まりを行なった³¹。このときの状況を2日後の20日付『神戸新聞』で報道されるが、この報道ではじめて、「闇の女」ということばが登場する³²。

Ⅲ 「闇の女」と名づけられること

まず、「闇の女」と掲載された、1945年12月20日付『神戸新聞』をみてみよう。この記事には重要な論点が含まれるので、記事の全文を引用する³³。

「挺身隊 成れの果ては闇の女 一斉取締りの網に良家の子女も」
終戦後神戸の闇に●○街の女が急激に増加したが、進駐軍当局でも衛生懸念から慰安施設の方は完全に防止しえてもこれら自由●●の女を食い止めなければと、○○の取り締まりを嚴重にし、18日夜生田署員、M・P協力で三宮から元町、神戸駅に出没するこれら闇の女やポン引き、さらに私娼窟にすでに手をのばして一斉検挙を行った。

連行された女38名でダンサーがやはり多いが、なかには素人娘、良家の子どもが含まれており、いずれも金回りのいいのに釣られたもの、戦時中勤労挺身隊として働いているうちに墮落したものが多く、なかには好奇心からという不埒なものもある。今後さらに嚴重な取り締まりを行い、この種業者を一掃する方針をM・Pでは明らかにしている。

(●は印字が潰れて判読不能。○は字が消えて判読不能——茶園)

この記事で、3点注目すべきことがある。まず、占領軍将兵用慰安施設が閉鎖されて3日後に当局とM・Pとで一斉に、おんたちを対象に取り締まりが行

31 この時期の「取り締まり」に、保健所の職員は関与していない。

32 興味深いことに、関東では最初のころ「夜の女」という表現が新聞紙上に散見される。その後「夜の女」「闇の女」という表現は、関西関東にかぎらず広く使われていく。

33 旧仮名づかいは新仮名づかいに、漢数字はアラビア数字に、それぞれ改めた。

われていること。次にこの取り締まり状況を、取り締まりの2日後に報道する新聞紙上ではじめて、「闇の女」ということばが使われていること。最後に、この報道は、ダンサーが占領軍将兵用慰安施設で働く「慰安婦」であったことを、はからずも暴露しているということ、である。

まず占領軍の慰安施設閉鎖3日後の一斉取り締まりについては、慰安施設を閉鎖した時点でGHQは、施設閉鎖のため職を失ったおんなたちが、街角に立って占領軍将兵相手に「客」をとるであろう、と予想していたと考えられる。

次に、「闇の女」ということばだが、取り締まりに遭ったおんなたちには「素人娘」「良家の子ども」もいる、ということから、「一斉検挙」で連行されたおんなたちは、すべて「闇の女」として報道されているということだ。いいかえれば、もともと「闇の女」が存在して当局側が彼女たちを取り締まるのではなく、当局側が取り締まったおんなたちが「闇の女」となってしまうのだ。取り締まり理由として、「金回りのいいのに釣られたもの」、「墮落したもの」、「好奇心から」とあるが、この記事では、彼女たちが誰と接触していたか明記されていない。「三宮から元町、神戸駅」周辺というのは、神戸では繁華街とヤミ市とが渾然一体となった地域³⁴で、通常でも人で賑わっている。「一斉検挙」された時期は年末に近い時期であるし、クリスマス前であることを考慮すると、占領軍将兵たちで通常よりかなり活気にあふれていたことだろう。こういった状況を考えると、取り締まりに遭った38人は、占領軍将兵たちと関わっているときに捕まったと考えられる³⁵。

最後に、この報道で取り締まりに遭ったおんなたちは、「ダンサーがやはり多い」という部分に注目してみよう。たんに「ダンサーが多い」という表現であれば、取り締まったおんなたちの中にダンサーが多く含まれていた、と理解できる。だが、「ダンサーがやはり多い」という表現になると、この記者は最初から取り締

34 神戸のヤミ市については、[村上しほり：2011. 2012]が詳しい。

35 連合国軍の審査官による報道監視は1945年9月10日に、SCAPIN16「言論および新聞の自由に関する覚書」によって開始された。出版検閲でCCD（民間検閲部隊）は、プレスコード違反を示す処分理由一覧として30項目ほど挙げており、その中に「占領軍将兵と日本人との（男女の）親密関係描写」があり、この禁止項目によって彼女たちと占領軍将兵の「描写」は、明らかにすることはできなかった。当時の出版物の検閲については、[古川純解説、古川純・岡本篤尚訳：1999]が詳しい。占領期当時M・Pライダーとして勤めていた原田弘は当時の新聞検閲についてこう語る。「米兵が強姦を働いていても新聞記事にはならなかった。かりに記事になっても『犯人は背が高く、色が黒かった』としか書かれない。犯人は米兵であったと書くと、プレスコードにひっかかってしまう。だから、死者の出るような大きな交通事故が起き、新聞記者が現場に駆けつけても、それが米軍関係の事故とわかると、取材をあきらめてさっさと帰ってしまうことが多かった」[原田弘：1994, 97]。

まるべきおんなたちは、ダンサーであるとみなしていたことになる。

神戸市ではダンスホールで働くダンサーや女給を大勢、好条件で集めていた。ダンサーや女給の求人広告は新聞のみに限らず、三宮の高架下の壁にも貼られていたのだが³⁶、容易に誰の目にも止まるように工夫されていた。早急に働かなければならない状態に陥った場合、壁の求人広告をみて、「面接くらいなら」とダンサー募集の面接に行ったおんなは、いただろう。そしてここが重要だが、面接会場に行けば、自分と同じような境遇のおんなたちに出会う。生活がかかっている切迫した状態で、不安な気持ちを抱えて面接会場にやって来たとするれば、この出会いはどれだけ心強いことだろう。だからこそ、ダンサーや女給になったおんなたちも大勢いたであろう。だが、彼女たちがダンサーや女給になったとたん、「慰安婦」に転身する道が用意されていた。このことから世間でも、「慰安婦」は「ダンサー」が多い、ということは暗黙の了解だったのだ。

当時 GHQ 公衆衛生福祉局長のクロフォード・F・サムスは、戦時中軍需施設で「勤労挺身隊」として働いていたおんなたちが、占領期に売春婦にならざるを得なかった状況を、以下のように説明している。

戦争中は、何千人という若い女性が、軍需産業などで働くために農村地帯から都会へ連れてこられ、寄宿舎に入れられた。戦争末期には戦災による被害もひどくなり、多くの軍需産業施設は破壊された。また都市への爆撃の結果、彼女たちの家族は殺されたり、離散したりして、住む家もなくなってしまっていた。戦争が終わったとき、彼女たちは働く場所もなく、生計をたてるために売春婦にならざるを得ない人たちも多くでた。それゆえ、日本の性病対策には、重要な社会的、経済的問題がからんでいたのである³⁷。

戦争中「お国のために」軍需産業施設で働いていたおんなたちは、サムスが述べるように、「社会的、経済的」な事情で戦後、「売春婦」にならざるをえない者も大勢いたことを考えると、占領軍将兵専用慰安施設の「慰安婦」として働いていた者もいたであろう。新聞はそんな彼女たちに、「挺身隊 成れの果ては闇の女」と、侮蔑的なまなざしを向ける。

やむにやまれぬ状況で「慰安婦」として働かざるをえなかった彼女たちは、慰安所の立入禁止命令で、突然「仕事」を失ってしまう。暮れも押し迫った時期に、

36 『兵庫県警察史』, 513. の写真第 211。

37 クロフォード・F・サムス (竹前栄治訳) 『DDT 革命』 (岩波書店, 1986), 188.

日銭を稼ぐすべを失う状況に追い込まれたおんなたちは、いかなる心境であったらう。

神戸市の場合、M・Pと当局側でさらに組織的な合同強制検診が1946年3月より行われる。この強制検診には、「見せしめ効果」の側面があった。この「見せしめ効果」により、具体的におんなたちをどのように取り締まったのかを次の章でみてみよう。

IV 「見せしめ効果」としての強制的性病検診

神戸市における占領軍将兵専用慰安施設は、1945年12月15日に閉鎖になる。しかし閉鎖直前の12月1日、性病を予防する法律にあたる、花柳病予防法特例（これ以降「特例」と表記する - 茶園）が施行された。この「特例」は、これまでの花柳病予防法に新たに加わった法令である。その特徴は、性病が「伝染病」³⁸のカテゴリーにいれられてしまうことや、これまで一般の人は関係なかったのが、すべての人を対象とした法令になったということにある³⁹。さらには「伝染病」という位置づけから、あらたに第3条で、医師は24時間以内に患者の住所、氏名、年齢、性別、病名を患者が住む地区の地方長官に届けなければならなくなった⁴⁰。この「特例」は、1945年10月16日にGHQが発令した「性病対策」覚書⁴¹がベースになっている。「性病対策」覚書には、あらかじめ占領軍スタッフによる観察と、日本政府の代表者が提出した報告書によって、日本国民に蔓延している性病を防ぐには、現在の対策では不十分であるということがあきらかになった、とある。

10月16日の時点でこの報告書が提出されていることに注目すると、神戸市で

38 現在では、「感染症」という表現が用いられているが、本論では当時の状況に鑑み、感染症を「伝染病」と表記する。

39 「特例」について、1948年7月2日に開かれた第2回衆議院厚生委員会で、当時厚生技官予防局長の濱野規矩雄は「今度はこれ（「特例」のこと——茶園）を伝染病のカテゴリーの中に入れてやれということでありまして、ただちにこれによりまして、性病・花柳病の特例を設けまして、これまでは一般の人は関係なかったのを今度は一般のひとも入れて徹底的にやる」と述べている。

40 第3条 医師花柳病患者を診断したときは患者に対し伝染防止並びに治療に関する方法を指示すると共に、24時間以内に患者の住所、氏名、年齢、性別及び病名を患者の住所地の地方長官に届け出るべし。前項の規定に依り指示を受けたる者はその指示に従うべし。『官報』第5660号1945年11月22日。

41 RG331/SCAP/9321PH&W, SCAPIN-153. 本論ではすべて米国立公文書館所蔵資料を利用。資料は、Record Group (RG) /Entry/Box と明記。PH&W とは、Public Health and Welfare Section（公衆衛生福祉局）の略称。米国立公文書館での資料の探し方をワシントン D.C. 現地で直接ご教示いただいた林博史さんに感謝します。また、現地へ行く機会を作ってくださった藤目ゆきさんに感謝します。

占領軍将兵用慰安施設が開設される9月26日⁴²は、一方で性病調査が行われていたことになる。9月22日に出された公衆衛生福祉局の「公衆衛生対策」覚書9項目「日本人に発生している性病対策のための妥当な手段にとりわけ重きをおくこと。これは日本の機関によって実施される」⁴³、という指令に基づいて日本のスタッフが調査しGHQに報告した結果、GHQは現存する花柳病予防法では性病が撲滅できないことを知った。そこでGHQは「特例」が発令される前提措置として、10月16日に「性病対策」という覚書を発令したということは十分考えられる。すなわち、占領軍将兵専用慰安所の準備に日本側が奔走している一方で、GHQの命令により性病調査も日本側で行われていたことを意味している。

GHQは、占領軍将兵専用慰安施設が閉鎖されてまもない1946年1月21日に、「日本における公娼廃止」の覚書を発した。この指令は、「公娼制度は民主主義の理想に反するものであり、その存在を認める一切の法令を廃止し、売春をさせることを目的とする一切の契約は無効としなければならない」という内容のものである⁴⁴。

前年の1945年12月15日付で占領軍将兵に対してGHQが発した慰安施設立入禁止令は、この公娼制度廃止の前提措置であった⁴⁵。ただし、この公娼廃止指令は、前借金・年季契約等で縛りあげて売春を強要していた制度の撤廃を意味し、自由意志による売春にはタッチしないという趣旨のものだった⁴⁶。すなわち、組織に属さないフリーの「売春」には関与しないということだ。GHQと当局側は1月22日以降、自由意志によって売春をするおんなたちを巷に溢れさせておいて、「特例」を行使して「合法的」におんなたちを取り締まり、性病の強制検診を実施することができたのである。

1946年3月22日、GHQ第8軍司令官アイケルバーガー中将が、占領軍将兵たちに日本の「婦女子」への公然な愛情表現を禁止する旨を指令した。この指令は、「我が国（米国——茶園補）の兵士が婦女子を抱えて街頭を歩いている情景は日本人ならずとも米国人から見ても遺憾」ゆえに、兵士側の行動を「風紀紊乱」と見なす処置だった⁴⁷。これはあくまでも占領軍将兵を取り締まる指令であるものの、この指令がでた3月に、保安課に15名の特別取締班（警部1名、警部補2名、

42 『朝日新聞』, 1945年9月28日.

43 RG331/SCAP/9321PH&W,SCAPIN-48.

44 RG331/SCAP/9321PH&W,SCAPIN-642.

45 『兵庫県警察史』, 623.

46 『兵庫県警察史』, 623.

47 『神戸新聞』1946年3月24日.

巡査部長4名、巡査8名)が置かれ、さらに神戸市内・阪神間の主要警察署に売春取締専従員が置かれ、神戸基地憲兵司令部風紀係 M・P と協力して、おんなたちの取り締まりが強化されることになる⁴⁸。この特別取締班を置いた保安課は、ついこの間まで占領軍のための性的慰安施設設営に奔走していた部署であり、業者を使って「一般の婦女子」に甘言を用いて⁴⁹、「慰安婦」募集を行なわせていた部署だった。

だが当局側はこの3か月後の6月下旬に、この特別取締班による取り締まり強化の発表を、新聞紙上で世間に知らせた。この発表は、1946年6月26日付『神戸新聞』に「闇の女断乎一掃へ 専任の取締隊を新設」という見出しで詳しく報道された。

この記事によると、3月から6月までに検挙された「闇の女」は3000名であり、そのうち病気を持っているものが40%以上なので、県警では取り締まりを徹底することになったという。この記事で注目すべきは、取り締まり方法とその時期である。取り締まり方法は、「県保安課内に専任風紀係(淫売婦検挙隊)を設け、大型トラック一台を常備して陣容を固める、つぎに関係者の処罰を従来より一層厳重にし初犯者は30日、再犯者など悪質なものは60日以上拘留処分に付する」。

さらに次の3点の強化措置をとることになった。その3点とは、(1)闇の女は毎日検挙するが、さらに毎週2回以上の特別検挙を行う、(2)淫売行為の恐れある家屋等も一斉に調査し、そのリストを作製検挙取締の徹底を期す、(3)専用留置場の新設、拘留期間の延長に伴い長田署武道場を改築した留置場のほかに、西宮署管内所在の元兵舎を借り受け500名を収容する、という厳しいものだった。

この取り締まり措置に対し、同報道で白木県保安課長は次のような談話を語った。

こん^マ度の取り締まりは一般の風紀衛生上からも徹底的に実施することになったから一般女性の方は十分にご注意していただきたい、一見それと見違ふような化粧法や衣装をつけること、またむやみと夜分に出歩いて検挙隊の手に間違っ^マてひっかかるなどのことがないように、最近検挙されてくる女性の中にはそういう人たちも少なからずあり、またなかにはつい誘いに乗って身の破滅を招いたような人もある、今回は直接淫売婦のみを対象とするものではなく、これを取り巻く数々の不正をも取り締まる方針である。

48 3月何日に特別取締班ができたかは不明。『兵庫県警察史』, 624.

49 敗戦で物資の乏しい時代に、「宿舎、食事付き、収入多大、通勤自由、従業員ならびに身の回り品支給」という広告でダンサー・女給を集めておいて「慰安婦」の話を持ちかけることが、最大の甘言である。

この記事を読むかぎり、取り締まり強化は記事が掲載された6月26日以降開始するという錯覚に陥ってしまうが、そうではない。『兵庫県警察史』には、1946年3月に設置された「特別取締班」の動きが、次のように記載されている。

進駐軍当局からは同年5月、進駐軍相手の組織的売春行為は厳罰に処するという布告が発せられ、続いて8月には神戸基地憲兵司令官の命により、進駐軍兵士と腕を組んで歩くものや人目に触れる場所で愛情を表現する行為（たとえばキスなど）をする者を取り締まり、売春の疑いがある者は強制検診することになった。こうした取り締まり強化措置により、昭和21年3月1日から同年7月末日までの検挙数は2493名にもものぼった⁵⁰。

取り締まり強化措置が3月から始まっていることに注目すれば、保安課長が『神戸新聞』読者に向けて語った内容は、すでに3月の時点で実施されていたことになる。では6月末に、今から強化措置をとる、と保安課長が新聞紙上で明らかにしたのはなぜか。

考えられることとして、「誤認逮捕」による抗議が多く挙がっていたのではないか。というのも本論Ⅲで、一網打尽で捕まえられたおんなたちは出自がどうであろうと、全員「闇の女」となってしまうと指摘したとおり、性病検診の取り締まりは当初から「誤認逮捕」によるものが多かった。保安課長は化粧品から衣服に至るまで、取り締まりに遭わないための注文をつけていることから、おんなたちの化粧や衣服を取り締まりの基準のひとつとしていたことがわかる。おんなたちの外見で判断することも、「誤認逮捕」の原因のひとつといえよう。

この「誤認逮捕」については、サムスが、彼の回想録『DDT 革命』で重要な発言をおこなっているので、少し長いが引用する。

日本占領軍の軍司令官の中には南西太平洋の島々での戦闘を経てきた将兵たちには、「彼女たちと楽しむ」資格があるのではないかという者もいた⁵¹。そのためこの司令官の管区内では戦後数か月の間売春が禁止とならなかった。

50 『兵庫県警察史』、624。

51 サムスは1945年10月16日、買春宿をこれまでどおりオフリミッツにしたところで、散娼が兵士と密会すると主張し、オフリミッツに反対している（RG331/UD1851/9370jPH&W）。[林：2005]は、サムスが占領将兵向け買春宿の公認を支持していたことが伏せられ、サムスが日本の公衆衛生に積極的な役割を果たしたことのみ評価されていることが不可解だと注51で指摘している。さらに林は、連合国軍の性病対策について、西欧の公娼制や日本の従軍慰安婦制度と異なっていることを指摘している。

しかし、他の司令官たちはワシントンから、極東軍司令官に伝達された命令、すなわち憲兵を使って都市の売春婦を一掃し、売春行為を抑制せよという命令を忠実に実行しようとした。一例をあげるならば、東京・横浜地区では、憲兵が夕方、一定の時間以後に街角に出ているすべての女性を狩り込み、有刺鉄線で囲んだ場所に運び、彼女たちを検診した。そして、もしその時、性病に罹っていることがわかれば、彼女たちを日本側に渡し、隔離して治療させることにした。このようなやり方に対し、日本人から、強い非難が巻き起こった。というのは、国会の婦人議員までが、国会の委員会から夜遅く帰宅する途中で狩り込みに^マ会ったり、電話の交換手として働いていた女性たち、また占領軍のために働いていた女性たちでさえもがつかまされたからである。アメリカ軍当局のこのような人権を無視した狩り込みは、日本人の大きな怒りを買った⁵²。

上記のように、「アメリカ軍当局の人権を無視した」取り締まりが占領直後頻発していたがゆえに、売春行為を禁止させる措置として、1946年1月22日GHQによる「日本における公娼廃止」の覚書の発令が生まれた、とサムスは述べている⁵³。「戦後数か月売春が禁止とならなかった」時期は、占領軍将兵用慰安施設が運営されている時期に当たる。GHQはこの慰安施設運営時期と並行して、占領軍独自でM・Pを使って一定時間以降に出ているすべてのおんなたちを捕まえ、有刺鉄線で囲んだ場所、いわゆる占領軍の基地で性病検診を行っていた。すべてのおんなたちを捕まえる、という「誤認逮捕」はすでにこのときから行われていたのである。

こうした「誤認逮捕」は、GHQが日本側の警察当局と協力して取り締まりに当たっても、同じであった。したがって、すでに県警が取り締まりの強化措置をとっているにもかかわらず、数か月あとなって、新聞紙上で取り締まりを強化すると発表した背景には、「誤認逮捕」による被害が増え、事が大きくなるのを未然に防ぐ措置がとられたと考えられる。「今回は直接淫売婦のみを対象とするものではなく、これを取り巻く数々の不正をも取り締まる方針」と発表することで、当局側は今後、「誤認逮捕」を気にせずに、取り締まることができるのだ。

では具体的に強制検診のための一斉検挙は、どのように行ったのかをみてみよう。

52 『DDT 革命』, 189.

53 「日本における公娼廃止」の覚書の発令が、結果的にフリーの売春婦が巷に溢れる事態になったことについては、サムスはなにも言及していない。[サムス：1986, 189]。



図 3

図 4⁵⁴

強制検診の取り締まりに遭ったおんなたちは、ジープやトラックの荷台に乗せられ、図3のように、病院へ直行し強制的に性病検診を受ける。図4は、トラックから逃げようとするおんなを、係員が逃げないように後ろから抱き抱え、さらに別の係員がおんなの脚を掴んでトラックへ押し戻そうとしている写真である。トラックの荷台右手には、逃げるのをあきらめたのか、おんなたちがうつむいて座っている。写真はいずれも東京の取り締まりの場面だが、神戸でもこのような取り締まりが行われていた。

さらに図3と4を注意深くみてみると、どちらも野次馬らしきおとこたちがいるのがわかる。図3では病院の立て看板の左側に、仁王立ちでトラックの荷台から出てくるおんなたちを眺めているおとこや、左上のカンカン帽をかぶっているおとこ。図4手前の鉢巻きをしているおとこなど、当局の職員とは言い難い風体のおとこたちが写し出されていることから、この取り締まりには野次馬がいたということがわかる。このような状況を考慮すると、衆人環視のもと行なわれる強

54 図3「売春婦・検挙した街娼を吉原病院に強制収容（1950年08月撮影）」図4「検挙した売春婦をトラックにつむ刑事（1950年07月撮影）」ともに Mainichi Photo Bank、神戸市での強制検診の写真が見つからないため、東京の写真を使用した。というのも、神戸市のみならず少なくとも茶園が管見した地域において（大阪、大分）強制検診の状況は、これらの写真と同じような状況であるからである。撮影された1950年は性病予防法が施行されている年にあたり、建前上GHQ主導ではなく日本の警察並びに県の吏員（保健所の職員）が取り締まりに当たるが、性病予防法施行直後の1948年12月16日に、「軍服をきた占領軍の一員に売春の手助けをしたり売春の誘いをかける者、あるいは占領軍の一員に売春をするための場所を提供した者はだれでも、占領軍の治安を損害した者とみなし、軍法裁判にかけることができる」という内容を付加しGHQと協力体制で取り締まりに当たらねばならない、という覚書（RG331/UD1851/9370dPH&W）がGHQより出されたことを踏まえると、法制度の中身は変わってもGHQは深く関与し続けていることがわかる。性病予防法における「取り締まり」については、別稿で論じる予定である。

制検診の取り締まりこそ、「見せしめ効果」⁵⁵が十分にあったのである。その「効果」は、いきなり捕まえられるという恐怖感や、野次馬たちから容赦ない視線を浴びせられるという恥辱をおんなたちに植え付けると同時に、「闇の女」というレッテルをおんなたちに貼ってしまう「効果」である。このように、暴力にがんじがらめにされているおんなたちの状況を、わたし（たち）は今まで想起したであろうか。

さらに神戸市の場合、この時期の性病検診は、刑務所内で行なわれていた。本来性病に罹っているかどうかの「検診」であるにもかかわらず、おんなたちは「犯罪者」として扱われていた。

性病強制検診で捕まえられたおんなたちが連れていかれた長田の留置場は、収容室5、収容能力150名、事務室、検診室、面会室、浴場、トイレなどの設備を備えた、「全国に類例をみない女子専用留置場」として完成し、1946年8月末110名収容、10月には専任医師1名、保健婦2名を置き、常時検診を開始したと『兵庫県警察史』にある⁵⁶。

留置場が完成して半年後の1947年に、東京の公衆衛生福祉局から性病対策顧問医師オスカー・M・エルキンス⁵⁷が神戸⁵⁸の性病対策の施設を視察しにやってきた。同年3月11日付の覚書⁵⁹でエルキンスは施設や検診について、「犯罪と言っているくらいだ」と繰り返し述べ、さらに「とてもひどくて、受け入れがたい」「直

55 この「見せしめ効果」については、1949年1月1日から2月28日までに大分県別府市内で1053人のおんなたちが検挙されたと報告している（RG331/SCAP/9336PH&W）。この報告によれば、うち650～750人が無実（いわゆる「誤認逮捕」——茶園捕捉）であり、MPの幌のないジープに娼婦（prostitutes）として陳列され公衆の面前で恥をかかされ、警察までの道のりを迂回して警察まで連れていかれたことが頻繁にあったことから、検挙されてトラックやジープに乗るという行為こそ、「見せしめ効果」があったのである。

56 当時長田留置場へ見学に行かれた更正施設神戸婦人寮の職員市野瀬翠さん（現理事）は、「留置場内の小屋のような狭い場所で検診が行われた」、と証言して下さった（2012年11月8日インタビュー。市野瀬さん並びにインタビューを設定していただいた現在施設長井上ともみさんに感謝します）。なお当時の歴史的状況を考えて、「保健婦」ということばを本論では用いている。

57 [奥田：2007、15]によると、性病対策顧問医師は、J・ゴードン（在任期間1945年10月～1946年3月）、P・W・M・プールランド（1946年3月～9月、1947年10月～12月）、O・エルキンス（1946年9月～1947年10月）、I・ニエダ（1947年12月～1949年12月）、M・O・ディキンソン（1950年1月～1951年6月）である。

58 GHQの資料には、「神戸」と明記されている。

59 RG331/SCAP/9336PH&W.エルキンスは、神戸のほか、京都、舞鶴、大阪を視察している。Supreme Commander for the Allied Powers/Public Health and Welfare Section Record, Oscar M. Elkins Memorandum for Record (March 11, 1947). エルキンスの関西の視察については、別稿で詳しく取り上げる予定である。

ちに正さなければ」と記録している⁶⁰。劣悪な施設で検診が行なわれていたことは、1947年のGHQ職員エルキンスが視察するまで「公け」にされなかった。いかえれば、性病対策専門家エルキンスでさえ驚くような場所に、おんなたちは送り込まれ、検診や治療を受けていたのである。

IV おわりに

1946年8月31日の『毎日新聞』大阪版では、「蠢く闇の女たち」と小見出しがついて、大阪府下で一斉に2日間午後7時から「闇の女の検挙を実施」し、516名を検挙したと報じられた。その結果、「14才の国民学校児童や72才の老婆までまじっていた」という。この時期は、「進駐軍指令」により取り締まり対象が明確になっている時期に当たる。具体的には、進駐軍兵士と腕を組み歩行する者、兵士と同伴し腰掛ける者、道路以外のところで同伴中の者、淫売の証拠ある者が検挙対象となった⁶¹。この「基準」に照らし合わせると、占領兵のほうからおんなたちの隣りに座り話しかけようとした時点で、話しかけられたおんなたちは当局に捕まってしまう、彼女たちはすべて、「闇の女」にされてしまう。その結果、国民学校児童から72才まで、性病検診を受けさせられるという事態を招いている。

本論における「闇の女」への重層的な暴力とは、戦後まもなく占領軍将兵用慰安施設の要員としておんなたちが保安課に募集されたこと。次にこの「慰安施設」の突然の閉鎖で、彼女たちが失業状態に置かれてしまったこと。さらに「自由意志」で「慰安施設」の要員になったがゆえに、失業の補償もされないまま、公衆衛生を大義名分とする屈辱的な取り締まりと検診がまっていたこと。そしてそんな彼女たちに、非合法で蔑みの意味をもつ「闇」ということばが付されたことである。

「強制」ではなく「自由意志」という語り口は、おんなたちに向けられた数々の暴力を覆い隠す。占領軍将兵用慰安施設の「慰安婦」であったおんなたちは、「強

60 エルキンスは神戸医学校の教員たちに性病対策について話をしたところ、教員たちはこれまで性病対策について教わったことがなく、神戸のどの医学校も性病対策は機能していない状況だと述べたという。エルキンスと話し合った結果、教員達は学生達のために性病に関する学科をスタートさせ、教員達も協力して神戸で性病の研究を確立するようだ、とエルキンスは報告している。

61 「売春婦」『旭影校正刷』1月号（兵庫県警察部機関誌、1947）。この機関誌はGHQのプレスコードに引っかかった資料で、1949年10月検閲終了時にGHQ参謀第Ⅱ部（GⅡ）戦史室長ゴードン・W・プランゲによるプランゲ文庫に収録されている。プランゲ文庫収録の兵庫県内発行の雑誌は、兵庫県立図書館で閲覧可。

制」ではなく「自由意志」で「慰安婦」になったのであるから、おんなたたちが自ら被っている暴力も、「自業自得」や「罪悪感」という気持ちをおんなたちに抱かせることによって、おんなたたちが暴力を思考する力が奪われてしまいかねない。さらにこの問題は、現在も続いている、米軍基地買春にまつわる性暴力や性産業で働くセックスワーカーへの性暴力と無関係ではない⁶²。

彼女たちを乗せて走った、トラックのわだちをトレースする旅は、始まったばかりである。

引用文献および参考文献：

- 朝日新聞社編『朝日クロニクル週刊 20世紀 1946年』2号（1999）.
 いのうえせつこ『占領軍慰安所 - 国家による売春施設』（新評社，1995）.
 猪俣浩三・木村禧八郎・清水幾太郎編集『基地日本』（和光社，1953）.
 岩佐純『兵庫・風雪二十年』（兵庫新聞社，1966）.
 上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー新版』（岩波書店，2012）.
 恵泉女学園大学平和文化研究所編『占領と性 - 政策・実態・表象』（インパクト出版会，2007）.
 岡本清一「ルポルタージュ呉」『婦人公論』9月号（1952）.
 奥田暁子「GHQの性政策 - 性病管理下禁欲政策か」恵泉女学園大学平和文化研究所編『占領と性 - 政策・実態・表象』（インパクト出版会，2007）.
 川畑智子「性的奴隷制からの解放を求めて」江原由美子編『性の商品化 フェミニズムの主張 2』（勁草書房 1995）.
 神崎清『夜の基地』（河出書房，1953）.
 「厚生省令第45号花柳病予防法特例」『官報』第5660号 1945年11月22日.
 神戸市衛生局編「昭和25・26年月別患者届出数比較図」『昭和26年衛生統計年報』.
 国土地理院編『国土変遷アーカイブ空中写真』（日本地図センター，2010）.
 国立国会図書館編『. 第2回国会衆議院厚生委員会議事録第21号』（1948年7月2日）14.
 サムス，クロフォード・F（竹前栄治訳）『DDT革命』（岩波書店，1986）.
 清水幾太郎・宮原誠一・上田庄三郎編集『基地の子 - この事実をどう考えたらよ

62 [藤目：2010] は、「米兵を客にする女性」たちが強姦され訴えれば「女性が売春をした」として非難され、結局泣き寝入りしてしまう状況を詳細に論じている。また [川畑：1995] は性産業で性労働に従事するおんなたちも、「強姦」されて訴えれば、売春女性だからという理由で起訴されなかったり、訴えを無効にされたりすることもあると述べる。

- いか』(光文社, 1953).
- 杉山章子『占領期の医療改革』(勁草書房, 1995).
- 田中雅一「コンタクト・ゾーンとしての占領期ニッポン-『基地の女たち』をめぐって」『Contact Zone (コンタクト・ゾーン)』第4号(京都大学人文科学研究所人文学国際研究センター, 2010).
- 茶園敏美『「パンパン」とは誰なのか-「あこがれ」と「欲望」のゆくえ-』(大阪大学大学院文学研究科博士論文(2007)).
- 西野辰吉「富士の裾野」『婦人公論』10月号(1952).
- 早川紀代「占領軍兵士の慰安と買売春制の再編」恵泉女学園大学平和文化研究所編『占領と性-政策・実態・表象』(インパクト出版会, 2007).
- 林博史「アメリカ軍の性対策の歴史-1950年代まで」『女性・戦争・人権』(行路社, 2005)第7号.
- 原田弘『MPのジープから見た占領下の東京』(草思社, 1994).
- 火野葦平「ルポルタージュ佐世保」『婦人公論』8月号(1952).
- 兵庫県警察史編纂委員会編『兵庫県警察史昭和編』(兵庫県警察本部, 1975).
- 兵庫県警察部機関誌『旭影校正刷』1月号(1947).
- 藤目ゆき『女性史からみた岩国米軍基地-広島湾の軍事化と性暴力-』(ひろしま女性学研究所, 2010).
- 古川純解説, 古川純・岡本篤尚訳『GHQ日本占領史第17巻出版の自由』(日本図書センター, 1999).
- 村上しほり「戦後神戸におけるヤミ市の形成と変容過程」『研究集会報告書戦後都市周縁を記述する-計画と生成のジレンマをめぐって』(神戸大学大学院人間発達環境学研究科人間表現学専攻梅宮弘光研究室, 2012).
- 村上しほり『神戸市の戦災復興過程における都市環境の受容に関する研究-ヤミ市の形成と変容に着目して-』神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士前期課程人間表現専攻修士論文(2011).
- 山下愛子「ルポルタージュ千歳」『婦人公論』11月号(1952).
- 山田盟子『ニッポン国策慰安婦占領軍慰安施設・女たちの一生』(光人社, 1996).
- 与謝野光「敗戦秘話・「占領軍慰安」備忘録『新潮45』9巻5号(1990).

Mainichi Photo Bank. 1950年7月と8月.

米国立公文書館所蔵資料

RG331/SCAP/9321PH&W, SCAPIN-48.

RG331/SCAP/9321PH&W,SCAPIN-153.

RG331/SCAP/9321PH&W,SCAPIN-642.

RG331/SCAP/9336PH&W

RG331/UD1851/9370dPH&W.

RG331/UD1851/9370jPH&W.

『朝日新聞』東京版, 1945年8月1日～1950年3月31日.

『朝日新聞』大阪版, 1945年8月1日～1950年3月31日.

『読売新聞』東京版, 1945年8月1日～1950年3月31日.

『毎日新聞』大阪版, 1945年8月1日～1950年3月31日.

『神戸新聞』, 1945年8月1日～1950年3月31日.

ABSTRACT

The Implications of Regarding Japanese Women
as “Yami no Onna”: Roundups and Forced
Venereal Disease Examinations in the Early
Period of the American Occupation of Japan,
with Particular Reference to Kobe City.

Toshimi Chazono

What are the implications of regarding Japanese women as “Yami no Onna (Street Girls)”? The purpose of this paper is to consider the problems of the Japanese women who were called “Yami no Onna”. The phrase “Yami no Onna” referred to those woman who had sex in exchange for money with American soldiers or officers during the early period of the U.S. occupation of Japan after World War 2.

There were many locations designated as “special comfort facilities” by the Japanese Home Ministry. Some of these facilities were created on September 26, 1945 in Kobe City. Prostitutes—known euphemistically as “comfort women”—were recruited mostly by through advertisements, but some were also recruited through agents. Many women who found themselves in financial difficulty at that time became “comfort women” out of necessity.

On Dec. 15th 1945, the “special comfort” facilities in Kobe were suddenly declared off-limits as a result of the spread of venereal diseases among many soldiers and officers who frequented these places. Consequently, many “comfort women” lost their jobs. Since the Japanese government failed to provide them with any benefit, many of them were compelled to work as street girls. The Japanese police and the American military police suddenly arrested many of these unfortunate women in the vicinity of Kobe Station only three days after the Special Comfort Association facilities had been declared off-limits. These arrested women underwent forced venereal disease examinations in jail. All of them were described as “Yami no Onna” in a report by the Kobe Shimbun.

Three months after this incident, the security division of the Hyogo Prefectural Police Department tightened the venereal disease control over women in Kobe. Yet these were the selfsame men who had originally procured the "comfort women" of the Special Comfort Facility Association recreation centers for the American soldiers and officers.

The staff of the security division together with the American military police arrested many women whose ages ranged between 12 and 72. All of them were reported as "Yami no Onna". In conclusion, it is possible to see from primary sources that many women in Kobe during the early period of the U.S. occupation were exposed to multilayered violence and prejudicial treatment. This report will examine that the wide-ranging repercussions of the treatment meted out to these unfortunate and victimized women.